平成２３年（フ）第４４９号
堺市堺区賑町１丁１番１号、前住所堺市堺区七条通２番19号
破産者　今井　光延
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
堺市堺区新在家町東２丁１―23―302号　芝原方、住民票上の住所大阪府富田林市寺池台１丁目９番60―503号
破産者　富永　愛彦
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９４３号
堺市西区浜寺石津町中３丁３番18号
破産者　竹﨑　純正
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９９号
大阪府河内長野市錦町22番18―304号
破産者　アトゥーこと　徳山規代一
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３３号
神戸市兵庫区北山町２番地の８
破産者　丸岡　正子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６２号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目17番32号
破産者　林　　浩二
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２７９号
兵庫県宝塚市高司３丁目３番11号　仁川パークハイム102
破産者　青山　智美
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８２号
兵庫県宝塚市高司２丁目19番５号　アンティノール203
破産者　田中真理子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０７３号
兵庫県尼崎市久々知２丁目16番１号　マンションエウオール304
破産者　春戸　　剛
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県西宮市下葭原町３番８―121号、開始決定時の住所兵庫県西宮市弓場町１番28―207号、前住所京都府舞鶴市溝尻町34番地の８
破産者　木船　寿子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３２号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―1111号
破産者　向畑　幸彦
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６０号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目101番地コーニッシュ立花102号
破産者　江國　正典
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市浜田町５丁目45番地の９
破産者　小谷　麻子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６６号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町６番８―301号
破産者　新免　澄子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０２号
佐賀県神埼市神埼町尾崎321、住民票上の住所福岡県春日市宝町２丁目18番地３　アクセス春日303号
破産者　田中　裕治（旧姓松浦・井原・平田）
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
北海道岩見沢市朝日町33番地46
破産者　晝場　　實
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第３２７号
青森県八戸市大字湊町字上田屋前25番地５ＨＡＲＭＯＮＩＡ201、前住所青森県八戸市小中野４丁目２番28号
破産者　角　　周弥
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
山形市南原町１丁目21番22号　メゾンフローラ104号、開始決定時の住所山形市東山形２丁目７番18―401号　ネオハイツ東山形
破産者　伊藤　光一
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１９号
新潟市秋葉区北潟60番地
破産者　志田ヨシエ
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部